

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 12 月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700217号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700198号

第1 結論

- 1 請求期間②について、請求者のA社における昭和63年2月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成元年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和63年2月の標準報酬月額については、11万8,000円から13万4,000円、同年3月から同年8月までの標準報酬月額については、11万8,000円から12万6,000円、同年10月から平成元年6月までの標準報酬月額については、11万8,000円から14万2,000円とする。

昭和63年2月から同年8月まで及び同年10月から平成元年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年2月から同年8月まで及び同年10月から平成元年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年12月21日から昭和63年1月14日まで
② 昭和63年1月14日から平成元年7月1日まで

昭和62年からB社に勤務し、親会社であるA社で厚生年金保険に加入していたが、請求期間①については、日本年金機構の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和63年1月14日になっているが、昭和62年12月21日であると思われるので、記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

また、請求期間②については、日本年金機構の記録で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額と一致していない月があ

るようなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、請求者は請求期間①及び②においてB社に勤務し、事業主から給与の支払を受けていたことが確認できる。

また、請求者はB社に勤務し、親会社であるA社で厚生年金保険に加入していた旨陳述しているところ、i) オンライン記録によるとB社は厚生年金保険の適用事業所になっていないこと、ii) 請求者の請求期間②に係るオンライン記録及び雇用保険の加入記録によると請求者はA社で厚生年金保険及び雇用保険の被保険者となっていること、iii) B社に係る商業登記簿謄本により確認できる請求期間①及び②当時の同社の代表取締役及び複数の役員は、オンライン記録によるとA社において厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる。

これらのことから、B社に勤務していた請求者の厚生年金保険の加入手続は、A社において行われていたことが推認できる。

- 2 請求期間②のうち昭和63年2月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成元年7月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、当該期間においてA社に係るオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和63年2月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成元年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和63年2月は13万4,000円、同年3月から同年8月までの期間は12万6,000円、同年10月から平成元年6月までの期間は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、昭和63年2月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成元年7月1日までの期間について、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち昭和63年1月14日から同年2月1日までの期間及び同年9月1日

から同年 10 月 1 日までの期間については、給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（同年 1 月は 6,844 円、同年 9 月は 5,684 円）に見合う標準報酬月額（同年 1 月は 11 万 8,000 円、同年 9 月は 9 万 8,000 円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（11 万 8,000 円）と同額又は低額であることから、訂正は認められない。

- 3 請求期間①については、請求者から提出された昭和 63 年 1 月分の給料支払明細書及び昭和 62 年分の源泉徴収票により、当該期間において、請求者が B 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、B 社に勤務した期間における全ての給料支払明細書を保管しているところ、当該給料支払明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されているのは昭和 63 年 1 月から平成 2 年 8 月までの給料支払明細書の合計 32 か月分であることが確認でき、オンライン記録で確認できる請求者の A 社における厚生年金保険被保険者期間（32 か月）と一致するほか、請求者が最後に受け取ったとする資格喪失日の前月である平成 2 年 8 月分の給料支払明細書において控除されている厚生年金保険料は 1 か月分であることが確認でき、請求者は、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料のほかに厚生年金保険料を支払ったことはないと陳述している。

これらのことから、請求者から提出された昭和 63 年 1 月分の給料支払明細書で控除されている厚生年金保険料は、同月分の厚生年金保険料であり、昭和 62 年 12 月分の厚生年金保険料であったとは認められない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700271号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700195号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

A社から請求期間に係る賞与が支給されていたのに、厚生年金保険の記録として当該賞与の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、平成18年12月8日にA社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社の複数の同僚が所持する平成18年12月の賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、B町から提出された請求者に係る平成18年所得分に関する給与支払報告書(個人別明細書)の社会保険料等の金額欄の額は、オンライン記録及びB町から提出された当該報告書の支払金額欄の金額から推計される社会保険料等の額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しにおいて確認できる振込額及び上記賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700281号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700197号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年4月1日、喪失年月日を同年5月1日に訂正し、昭和52年4月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年4月1日から同年5月1日まで
② 平成9年11月15日から平成10年5月頃まで

請求期間①については、A社に勤務していたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

請求期間②については、C社に勤務し、D倉庫で荷物の運搬積込作業に従事していた平成9年10月頃か同年11月頃、作業中の負傷により出勤ができなくなったが、その後も平成10年3月頃まで健康保険証を使って整形外科に通院しており、同年5月頃にC社の社員が自宅を訪問し、給料から保険料を控除した差引分として1万円から2万円を持参したことを記憶しているので、調査の上、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録により、A社において、昭和52年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に資格喪失した請求者と同姓同名で、かつ生年月日が請求者と同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(年金手帳記号番号「*」。以下「未統合記録」という。)が確認できる。

また、請求者が請求期間に勤務したと主張している事業所の名称及び所在地は、当該未統合記録に係る事業所の名称及び所在地と一致しているほか、請求者は当該事業所に入社した経緯及び仕事内容を具体的に記憶していることから、当該未統合記録は、請求者の厚生年金保険被

保険者記録であると認められる。

したがって、上記未統合記録に係るオンライン記録から、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和52年4月1日であり、資格喪失年月日は同年5月1日であると認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記のオンライン記録から、6万8,000円とすることが必要である。

- 2 請求期間②について、オンライン記録により確認できる請求者のC社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は平成9年11月15日であるが、E健康保険組合から提出された被保険者記録（台帳コピー）及び同組合の回答により、請求期間において請求者は健康保険の任意継続被保険者ではないこと及び健康保険の被保険者資格を喪失していないことが確認でき、同組合における健康保険被保険者の資格喪失年月日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と相違している。

しかしながら、雇用保険の記録における離職日及びF厚生年金基金の記録における資格喪失日はいずれもオンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合及び一致しているほか、E健康保険組合は、請求者に係る上記被保険者記録（台帳コピー）等から、請求者の健康保険被保険者資格の喪失については事業主から同健康保険組合への届出により喪失年月日が処理されたと考えられるが、一般的に各事業所から同健康保険組合と社会保険事務所（当時）への届出はそれぞれ個別に行われていた旨陳述している上、オンライン記録においても請求者の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が遡って訂正された等の不自然な点は見当たらない。

さらに、請求者は、平成9年10月頃か同年11月頃に作業中の負傷により出勤することができなくなり、請求期間において給与や手当の支給はなく、C社における給与の支払や保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料はないと陳述しているほか、自分と同じ職場に勤務していた同社の同僚はいなかったと陳述している。

加えて、事業主は、請求期間における請求者の勤務実態、社会保険に関する届出、給与の支払及び保険料控除については、いずれも当時の資料がなく不明と回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、給与の支払及び保険料控除について確認することはできない。

なお、請求者は、負傷する前に現金で受け取った給料は平成9年10月分又は同年11月分だったと思うと陳述しているところ、E健康保険組合から提出された被保険者記録（台帳コピー）により推定した請求者の平成9年11月の報酬月額から請求期間当時の同組合における保険料率に基づいて算出した同年11月から平成10年4月までの健康保険料のみを差し引いた金額は、請求者が同年5月にC社の社員が持参したと記憶している金額と概ね一致する。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700247号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700196号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年6月1日から昭和32年1月1日まで

私は、妹の勧めで昭和29年6月1日から昭和32年1月1日までA事業所で働いた。妹は、当該事業所において、厚生年金保険に加入した記録となっている。同じ条件で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A事業所で、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある妹の陳述により、請求者は、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は昭和34年11月28日に適用事業所ではなくなっており、事業主を特定することができないことから、請求者の勤務期間、厚生年金保険の加入の取扱い、厚生年金保険料の控除及び納付等について照会することができない。

また、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者に当該事業所における厚生年金保険の加入の取扱い並びに請求者の勤務期間及び雇用形態について照会したものの、具体的な回答又は陳述を得ることができない。

さらに、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所において、請求者の氏名は確認できない。また、当該名簿の健康保険の番号に欠番はなく、昭和26年10月2日から昭和30年7月31日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者はいない。

加えて、請求者が挙げる同僚について、複数の者については当該事業所に係る厚生年金保険の記録が確認できないことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間当時、当該事業所の敷地内(B県C市)にある寮で生活していたが結婚を機に退職した旨陳述しているところ、請求者に係る住民票により、現在の住所(D県

E市)に住民となった年月日(転入年月日)は、昭和30年5月7日であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700298号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1700002号

第1 結論

昭和19年10月1日から昭和31年1月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和31年1月1日まで

請求期間について、脱退手当金を受け取った記録となっているが、請求期間当時、脱退手当金を受け取るのにどこに行けばいいのかもわからず、年金制度についてもよくわかっていなかった。このたび、10年間の納付期間でも老齢年金の受給資格が得られると聞いたので、調査の上、当該記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社(現在は、B社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる請求者の健康保険整理番号前後約100名の厚生年金保険被保険者(女性)のうち、女性の脱退手当金制度が改正された昭和29年5月から昭和37年4月までの間に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同被保険者41名(請求者を除く)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、32名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち29名が6か月以内(10名は1か月以内)に支給決定されている上、請求期間当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、請求者についても、その委任に基づいた事業主による代理請求又は請求手続代行の可能性が高いものと考えられる。

なお、上記脱退手当金の支給記録のあるうちの一人(昭和31年4月6日資格喪失)は、退職時に会社から現金を渡され、「これで厚生年金保険からは脱退したので、年金は受け取れない。」との説明を受けた旨陳述している。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、「給付種類：脱手、資格期間：134、平均標準報酬月額：2752、支給金額：9909.00、支給(開始)年月日：31.2.15、備考：法第69条」と記されており、資格期間、支給金額及び支給年月日ともオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険

被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年2月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。